

内部通報者保護に関する規程

企業組合 We need

(目 的)

第1条 企業組合 We need (以下、「本法人」という。)は、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「ヘルプライン」を設けるとともに、その運営の方法等を明らかにする目的のため、「内部通報者保護に関する規程」(以下、「この規程」という。)を定める。

(対象者)

第2条 この規程は、本法人の役員及び職員・契約職員・アルバイト・就労体験者などを含むすべての従業員(通報の日前1年以内に役職員であったものも含む。以下、「役職員等」という。)に対して適用する。

(通報等)

第3条 本法人又は役職員等の不正行為として別表に掲げる事項(以下、「申告事項」という。)が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員等はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下、「通報等」という。)をすることができる。

2 通報等を行なった者(以下、「通報者」という。)は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した役職員等及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員等も同様とする。

3 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員等は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、役職員等は、次のヘルプライン窓口に対して、電話、電子メール、書面又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途役職員等に通知するものとする

(1) 各事業所所長

- ・市川事業所所長
- ・江戸川事業所所長
- ・いちかわ・うらやす若者サポートステーション所長

(2) コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス担当理事

(以下「コンプライアンス担当理事」という。)

(3) 監事。ただし通報等を受けた監事は、コンプライアンス担当理事とその後の方針について協議を行なうことができるものとする。

2 上記のヘルプライン窓口にかかわらず、役職員等は別に定める外部ヘルプライン窓口を利用することができる。

3 役職員等は、第1項及び第2項に定めるヘルプライン窓口の一つを選択して通報等を行うものとする。ただし、第8条に定める調査結果について疑義が残る場合には、前に行った通報等の結果を添えて別のヘルプライン窓口に通報等を行うことができる。

4 ヘルプライン窓口に限らず、相談又は通報を受けた役職員等（通報者の管理者、同僚等を含む。）は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

（通報等の窓口での対応）

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、すみやかにその対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとする。ただし、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。

3 就業規則その他に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

（通報等に基づく調査）

第6条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。

2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。

3 役職員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

（利益相反者の排除）

第7条 申告事項に自らが関係する者（以下、「利益相反者」という。）は、ヘルプライン窓口、通報等に基づく調査その他通報処理に関与してはならない。

2 コンプライアンス担当理事は、利益相反者が、前項の業務に当たっている場合には、直ちに、当該利益相反者に替えて、別途担当者を指名する。

（公正公平な調査）

第8条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口は、通報等の対象となった申告事項の内容（ただし、通報者の氏名を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当理事に報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果をコンプライアンス担当理事に報告するものとする。

2 通報等によって提供された情報については、各ヘルプライン窓口において調査することを原則とするが、必要に応じて法律事務所等外部の調査機関に調査を依頼することができる。

3 ヘルプライン窓口又は通報等調査を担当した部署（以下、「調査担当部署」という。）における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。

4 前項の調査において通報者の氏名を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なけ

れば、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果の通知等)

第9条 調査担当部署は、通報等を受け付けたヘルプライン窓口に、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

2 調査担当部署から調査結果について通知を受けたヘルプライン窓口は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

(調査結果に基づく対応)

第10条 前条の調査結果が重大である場合には、コンプライアンス担当理事又は当該業務担当理事は速やかに対応を行うものとし、必要に応じ理事会に諮問し、又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。

2 すべての調査結果は理事長に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分又は刑事告発、是正若しくは再発防止措置などの手続きをとるものとする。

3 通報等をした役職員等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。

4 調査結果並びにそれに対する対応の概要(ただし、通報者の氏名を除く。)は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

(情報の記録と管理)

第11条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口及び調査担当部署は、通報者の氏名(匿名の場合を除く。)、通報等の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管するものとする。ただし、必要最小限の範囲を超えて他のヘルプライン窓口担当者及び調査担当部署との情報共有はしないものとする。

2 通報等を受けた各ヘルプライン窓口、調査担当部署又はコンプライアンス担当理事その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。

3 本法人の役職員等は、各ヘルプライン窓口、調査担当部署に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

(不利益の禁止)

第12条 本法人の役職員等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

(懲戒等)

第13条 第5条第1項ただし書きによる個人に関する根拠のない誹謗中傷を行った場合、第11条第2項に規定する者が通報者の氏名その他の秘密を漏洩した場合及び同条第3項に規定する者が通報者の氏名等の開示を求めた場合又は前条の通報者に対して不利益になることをした場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（ただし監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、減給、出勤停止、降格、諭旨解雇又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主申告による報酬減額を妨げない。

3 前項の懲戒処分は、役員については組合員総会が決議し、職員については理事長がこれを行う。

(外部通報への準用)

第14条 本法人の役職員等以外の者からの通報が行われた場合においても、本法人は、第3条の規定に関わらず、この規程に準じて必要な措置を実施するものとする。ただし、前条に定められた役職員等に対する処分の規定は適用しない。

(公益通報者保護制度のための教育)

第15条 本法人は、本法人の役職員等に対して、公益通報者保護制度を含む内部通報制度、また、役職員等は本法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(費用弁償等)

第16条 この規程に基づいて、ヘルプライン窓口が申告事項に関わる調査・相談等を行った場合の費用は、本法人が負担する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行日)

この規程は、令和6年8月21日から施行する。 （令和6年8月20日 理事会決議）

この規則は、令和7年5月21日から改正施行する。（令和7年5月20日 理事会決議）

以上

(別表) この規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令又は定款に違反する行為
 - 2 役職員又は取引先その他の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
 - 3 就業規則その他のこの法人の内部規程に違反する行為(ただし、人事上の処遇に関する不満を除く。)
 - 4 この法人の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させるおそれのある行為
 - 5 その他この法人、役職員又は取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為
- 以上